

7月1日から「福祉医療費助成制度」が変わります

養父市では、福祉の増進を図るため、老人、重度(高齢重度)障害者、乳幼児等、母子家庭などに対して医療費の一部を助成しています。

平成21年7月1日からの県の制度改正に伴い、養父市でも同様に所得要件と一部負担金の見直しを行います。

また、乳幼児等医療費助成制度については、少子化対策の一環として、乳幼児の健康の確保と医療費の経済的負担を軽減することを目的とし、0歳～小学校入学前までの乳幼児で所得要件(0歳児は所得要件なし)に該当する方の一部負担金を無料化します。

新制度の受給者証については、平成21年度の課税(所得)状況などを確認し、引き続き受給できる人に対して6月下旬に各自宅に送付します。

【老人医療費助成制度】

65歳以上69歳以下の方で、下記の所得要件を満たす方

◎所得要件

一般 2割負担	(対象外)		▲ 本人が市民税非課税で一定以上所得者の家族でないこと
低所得者Ⅱ 2割負担	経過措置	(対象外)	▲ 市民税非課税世帯
			▲ 市民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下
低所得者Ⅰ 1割負担			▲ 市民税非課税世帯で世帯全員が年金収入80万円以下で他の所得がないこと
			▲ 市民税非課税世帯で世帯全員が年金収入65万円以下で他の所得がないこと

現行 H 21年7月～ H 23年7月～

※経過措置: 制度改正により対象外となる現行の低所得者Ⅱ対象者の方について、2年間助成の対象とします。

◎一部負担金

世帯区分	負担割合	自己負担限度額	
		外来	入院
低所得者Ⅱ	2割	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	1割	8,000円	15,000円

※経過措置対象者の一部負担金は低所得者Ⅱ区分と同じです。

【重度(高齢重度)障害者医療費助成制度】

身体障害者手帳1級および2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当し、本人・配偶者・扶養義務者が下記の所得要件を満たす方

◎所得要件

一般 外来500円	経過措置 外来900円	(対象外)	▲ 現行基準(特別障害者手当の所得制限の基準を準用)
	一般 外来600円		▲ 市民税所得割税額23.5万円未満
低所得者 外来300円	低所得者 外来400円		▲ 年金収入80万円以下、もしくは年金収入を加えた所得80万円以下
			▲ 年金収入65万円以下かつ所得がないこと

現行 H 21年7月～ H 23年7月～

※経過措置: 制度改正により対象外となる現行対象者の方について、一部負担金を見直し、2年間助成の対象とします。

※0歳～小学校入学前までの受給者の方は、平成21年7月1日からは乳幼児等医療費助成制度の対象となります。

◎一部負担金

(H 21年6月まで)

区分	自己負担限度額	
	外来	入院
一般	500円	2,000円
低所得者	300円	1,200円

改正

(H 21年7月から)

区分	自己負担限度額	
	外来	入院
経過措置	900円	3,600円
一般	600円	2,400円
低所得者	400円	1,600円

※外来: 1医療機関等あたり月2回までの負担

※入院: 定率1割負担 連続して3カ月を超える入院の場合は、4ヶ月目以降負担なし

【乳幼児等医療費助成制度】

0歳～小学校3年生までの乳幼児等で、保護者または扶養義務者が下記の所得要件を満たす方

◎所得要件

一般 外来 700 円	経過措置 外来 1,200 円	(対象外)	現行基準(児童手当特例給付の所得制限の基準を準用)
	一般 外来 800 円		市民税所得割税額 23.5 万円未満
低所得者 外来 500 円	低所得者 外来 600 円		年金収入 80 万円以下、もしくは年金収入を加えた所得 80 万円以下
			年金収入 65 万円以下かつ所得がないこと
現行	H 21 年 7 月～	H 23 年 7 月～	

※経過措置:制度改正により対象外となる現行対象者の方について、一部負担金を見直し、2年間助成の対象とします。
※0歳児は所得要件はありません。

◎一部負担金

(H 21 年 6 月まで)
0歳～小学3年生まで

区分	自己負担限度額	
	外来	入院
一般	700 円	2,800 円
低所得者	500 円	2,000 円



(H 21 年 7 月から)
0歳～小学校入学前まで

区分	自己負担限度額	
	外来	入院
経過措置	0 円	0 円
一般	0 円	0 円
低所得者	0 円	0 円

小学1年生～3年生まで

区分	自己負担限度額	
	外来	入院
経過措置	1,200 円	4,800 円
一般	800 円	3,200 円
低所得者	600 円	2,400 円

※外来:1 医療機関等あたり月 2 回までの負担
※入院:定率 1 割負担 連続して 3 カ月を超える入院の場合は、4 ヶ月目以降負担なし

【母子家庭等医療費助成制度】

母子、父子家庭で 18 歳に達する年度の末までの子、又は 20 歳未満の高校などに在学中の子を監護する母、又は父及びその子、同期間の遺児で、保護者又は扶養義務者が下記の所得要件を満たす方

◎所得要件

一般 外来 500 円	一般 外来 600 円	(対象外)	現行基準(児童扶養手当の所得制限の基準を準用)
	低所得者 外来 300 円		低所得者 外来 400 円
			年金収入 65 万円以下かつ所得がないこと
現行	H 21 年 7 月～	H 23 年 7 月～	

※0歳～小学校入学前までの受給者の方は、平成 21 年 7 月 1 日からは乳幼児等医療費助成制度の対象となります。

◎一部負担金

(H 21 年 6 月まで)

区分	自己負担限度額	
	外来	入院
一般	500 円	2,000 円
低所得者	300 円	1,200 円



(H 21 年 7 月から)

区分	自己負担限度額	
	外来	入院
一般	600 円	2,400 円
低所得者	400 円	1,600 円

※外来:1 医療機関等あたり月 2 回までの負担
※入院:定率 1 割負担 連続して 3 カ月を超える入院の場合は、4 ヶ月目以降負担なし

- ・受給者証は、兵庫県内の保険医療機関等においてのみ有効です。
- ・保険医療機関等において診療を受けるときは、健康保険証と一緒に必ず受給者証を提示してください。
- ・保険外診療分は自己負担となります。

【お問い合わせ先】養父市役所市民課国保医療係 ☎ 662 - 3165